

3-3-4 安全・防犯設備

1. かご内には、車いす使用者がかご及び昇降路の出入口を確認可能な割れにくい材質の鏡を設ける。ただし、「3-3-1の2」に適合するエレベーターにあっては、出入口上方に当該出入口が確認可能な鏡を設置することが望ましい。
2. かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とする。
3. 昇降路の出入口を除く壁面には手すりを設ける。その設置高さは80～85cm、60～65cm程度の二段とすることが望ましい。また、かご内には設置高さは80～85cm程度の手すりを設けることが望ましい。なお、手すりの外径は4cm程度、壁面から離れを5cm程度とし、端部は衣服の引っかかり等がないような処理とする。
4. かごの壁面には床上35cm程度まで、車いす当たりを設置することが望ましい。
5. かごの出入口部には戸閉を制御する装置を設ける。
6. 緊急時への対応として、次のような設置を設けることが望ましい。
 - ・かご内を確認できるカメラ
 - ・故障したことが自動的に音声及び文字で表示される装置
 - ・かご内から外部に故障を知らせる非常装置
 - ・管理者等へ連絡状況、管理者の対応状況をかご内の利用者に音声及び文字で知らせる装置
 - ・管制運転にて停止した旨を音声及び文字で知らせる装置（管制運転機能を有するエレベーターの場合）

出入口が1方向の場合、同乗者等との関係から車いす使用者が転回できない場合がある。よって、車いす使用者が安全に後退して退出できるようにするため、特に足下の後方を確認できるように、出入口が写し出される鏡を設置する。設置する鏡は安全ガラスやステンレス製にする等、割れにくいものとする。なお、出入口が複数ある場合については、戸の上方に鏡を設置することが望ましい。

エレベーターは密室空間であり、特に管理者が近辺に配置されない道路に設置する場合には、防犯面での安全性確保や緊急時の対応に配慮する必要がある。そのため、乗降口等かごの外側からかご内の様子が容易に確認できるように、エレベーター及び昇降路の出入口の戸にガラス等を設ける構造とする。また、かご内にカメラを設置し防犯に配慮することが望ましい。

乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の戸のある面を除く壁面には、高齢者、身体障がい者等が体を支えられるように、二段式（80～85cm、60～65cm）の手すりを設ける必要がある。写真3-3-4にその事例を示す。また、かご内には高さ80～85cmの手すりを設けることが望ましい。手すりは、外径4cm程度のもので壁面から5cm程度離れた位置に設置し、端部の処理は下方に滑らかに屈曲させるなどして衣服の引っかかりを防止するとともに、その箇所が終端部であることが認識できるようにする。（図3-7-4参

照)

さらに、かご内の壁面には、車いす使用者のつま先高に10cm程度の余裕を持たせた床上35cm程度まで車いすあたりを設けることが望ましい。

かごの出入口部には、利用者の乗り降り中に戸閉め動作が行われないよう、戸閉を制御する装置を設ける。利用者の乗降状況を検知する高さは、車いすのフットレスト部分と身体部の両方の高さとする。なお、機械式セーフティッシュには、光電式、静電式または超音波式等のいずれかの装置を併設することとする。

さらに、火災・地震・停電等に管制運転を行うエレベーターを設置する場合は、音声及び文字で管制運転により停止したことを知らせる装置を設置する。

この他、故障等緊急時の対応として、音声及び文字によって、故障発生や管理者等の対応状況をかご内に知らせる装置を設けるとともに、外部に連絡可能な装置を設けることが望ましい。

図3-3-2に、エレベーターの手すり、操作盤等の各種寸法を示す。



写真3-3-4 乗降口付近における手すりの設置例

出典：増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン^{参考16}

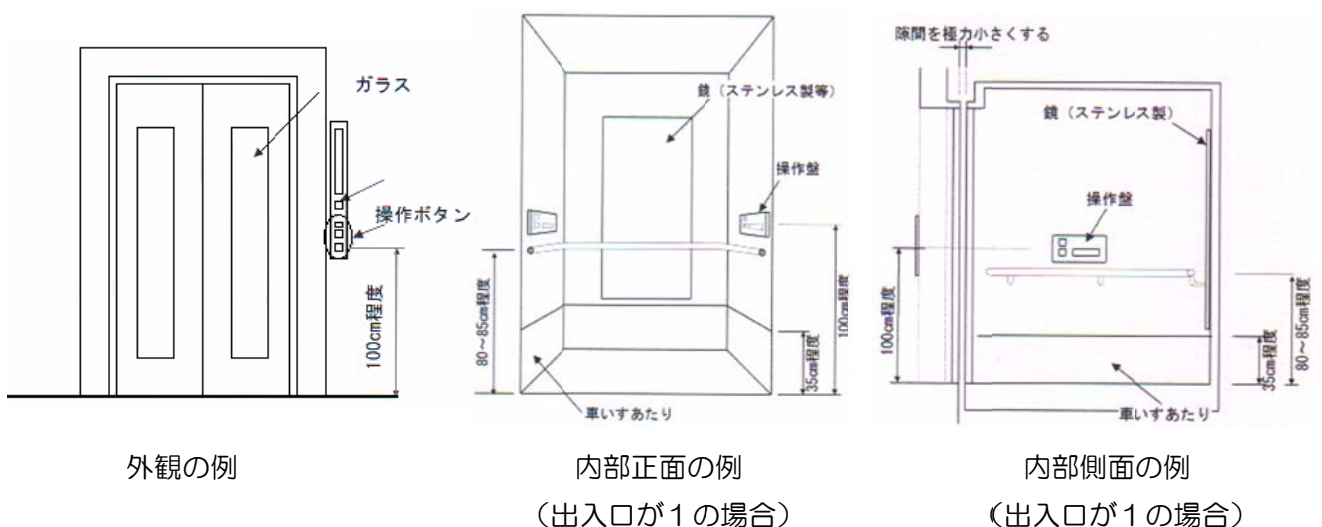


図3-3-2 エレベーターの手すり、操作盤等の各種寸法

参考資料：エレベータ等の構造について（操作盤、車いす当たり、かごの内法）

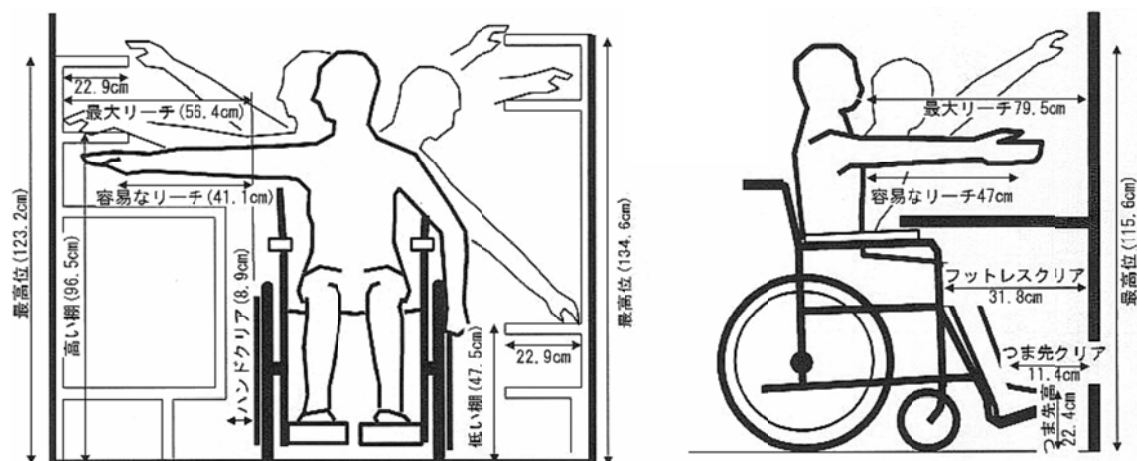


図3-3-3 車いす使用者の座位姿勢の作業空間

参考資料：「車いす」大川嗣雄、伊藤利之 他、医学書院^{参考25}

3-3-5 その他

1. エレベーターの出入口近傍において、エレベーターがあることが認識できるように、視認できる場所に案内標識を必要に応じ設ける。
2. かご及び昇降路の出入口には、高齢者や障がい者等が優先的にエレベーターを利用することができるよう、案内板を設置することが望ましい。
3. 点検等により、利用者の利便性を損なわないように配慮する。
4. 乗降口に接続する歩道等または通路の部分にはひさしを設けることが望ましい。

エレベーターの出入口部が利用者にわかりにくい場合は、多くの利用者に見えやすい場所に案内標識を設置して誘導することが望ましい。

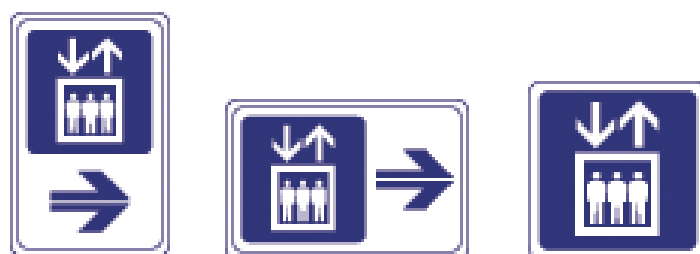


図3-3-4 エレベーターの案内標識（標識令）

移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、すべての人が利用できるものであるが、高齢者や障がい者等の移動制約者が優先的に使用すべきものと考え、案内板を設